

あらかわ区報広告掲載取扱要領

平成14年 2月12日制定
(13荒企広発第101号)
平成21年12月24日改正
平成27年 3月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、あらかわ区報広告掲載取扱要綱(13荒企広第101号)に規定する運用基準を定めるものとする。

(広告掲載料)

第2条 あらかわ区報広告掲載取扱要綱第5条に基づく掲載1回当たりの広告掲載料は、次の表に応じ、決定するものとする。

業 種	1号広告	2号広告
国、地方公共団体(公営企業を含む。)及び公共企業体	0円	0円
公共的団体	35,000円	17,500円
その他の私企業	70,000円	35,000円

2 公共的団体とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条及び第157条に規定する公共的団体であって、区施設使用料に係る減免措置の事務処理基準についての制定について(依命通達)(平成4年4月17日付け4荒総発第72号)別表1に記載されたものとする。

(広告掲載の順位)

第3条 あらかわ区報広告掲載取扱要綱第7条に基づく広告の掲載は、次の表に応じ、決定するものとする。ただし、同順位内で多数の申込みがあった場合は、抽選とする。

順位	業 種
1	国、地方公共団体(公営企業を含む。)及び公共企業体
2	公共的団体
3	私企業のうち、公共性を有する企業等で次に掲げるもの 運輸、ガス、電気供給、新聞、区内に本店又は支店を有する信用金庫、信用組合、保険会社並びにこれに類するもの
4	その他の私企業で区内に事業所のあるもの
5	その他の私企業で区外に事業所のあるもの